

# 2018 年度 A-ONE SLカートミーティング 特別規則書

## 2018 年 A-ONE TOYOPET SL カートミーティング

### 特別規則書

本大会は、国際自動車連盟（F I A）国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠したAF国内競技規則、J A F国内カート競技規則および本大会特別規則書とその付則2017年度SLカートミーティング規則書・車両規定に従って開催される。

### 第1章大会開催に関する事項

#### 第1条競技会の名称

2017年A-ONE TOYOPET SL カートミーティング

### 第2条競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

リブレ競技車両によるスプリントレース

### 第3条競技会の格式

クローズド

### 第4条開催場所及び日程

#### 開催場所：

A-ONEサーキット

SLカートミーティング開催日程

2月 12日 第1戦

4月 15日 第2戦

6月 17日 第3戦

8月 19日 第4戦

10月 21日 第5戦

12月 23日 第6戦

### 第5条オーガナイザー

A-ONEサーキット

### 第6条大会役員

公式通知にて示す

## 第7条大会事務局

- ① 事務局所在地：オーガナイザーに同じ
- ② 当日の事務局所在地：開催場所に同じ

## 第2章競技会参加に関する事項

### 第10条エントリーの受付

① 大会開催1ヶ月前より1週間前(日曜日)までに開催場所もしくは、大会事務局に所定の用紙に必要な事項記入し、エントリーフィーと共に持参又は郵送すること。(大会開催1週間前にエントリー受付は終了)

② 20歳未満のエントリーの場合は、参加申込用紙の出場承諾書に親権者または保護者による署名、捺印が必要となります。

### 第11条レース成立

参加台数が5台以上で成立となります。5台以下の場合は、レース不成立となり参加料は返金されます。

### 第12条レース参加に必要な傷害保険への加入義務

SLカートミーティングへの参加には、SL保険(SLO安全協力会)への加入が義務付けられます。

### 第13条エントリーフィー

SS ¥10,000

## ※

本規則書に記載された申込締切日以降に、当該レースへのエントリーを希望するものは、本大会事務局にその旨を申し出ること。

大会事務局においてエントリーの可否を判断する。本記載の申込締切(事務局必着)以降にエントリーを受けける場合は、上記金額に加えて2,000円の事務手数料を加算する。

## 第3章エンジン及びカートに関する事項

### 第12条参加車両

2018年度SL車両規定に準拠し、かつ2018年A-ONE TOYOPET SLカートミーティング車両規定の条項を満たしているカートであること。

### 第13条自動計測装置

主催者より貸し出された自動計測器を万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個1,000円が主催者より請求される。

### 第14条シャシー及びタイヤの登録

各クラスレースで使用するシャシー、エンジン及びタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、シャシー1台、エンジン1機、タイヤ(ドライ・レイン)各1setとする。

スリック及びレインタイヤは破損した場合、技術委員長承認のもとに、各1本の交換がみとめられる。

### 第15条最低重量

2018年A-ONE TOYOPET SLカートミーティング車両規定に準拠する

### 第16条ゼッケンナンバー

前後に分かりやすく競技用ゼッケンナンバーを装着することを義務づける。

ゼッケンプレートの色は、白もしくは黄色とする。

ゼッケンナンバーの色は、黒とする。

### 第17条その他

- ① 乾式クラッチを使用する者は、クラッチドラムが外れないようなクラッチサポートを必備とする。

## 第4章競技に関する事項

### 第18条ブリーフィング

参加全ドライバーは、ブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに出席しなかったドライバーのレースへの出走は認めない。

### 第19条公式練習

参加する全てのドライバーはこの公式練習に参加しなければいけない。但し、ピットアウトしスタートを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。

各クラス、参加台数が24台を超える場合は、2グループ以上に分けて行う。グループ分けは主催者により決定し、ドライバーズブリーフィング終了時まで公式通知にて発表され、これに基づいたグループ分けを行う。

### 第20条タイムアタック

① 全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムアタックに参加しなければならない。タイムアタックに参加しない場合には、予選ヒート最後尾スタートとなる。複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

② タイムアタックは、ラップタイムを計測する方式で行われる。タイムアタックの計測時間は5分間とする。

③ 各クラスの参加台数が24台を超えた場合は、2グループ以上に分けて行う。

④ ドライバーは、タイムアタック中にピットに戻った場合は再トライすることができない。

⑤ タイムアタック中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。

⑥⑤ で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。同タイムとなった場合もこれに準ずる。(サードラップタイム以降のタイム)

⑦ ノータイムの場合はゼッケン順とする。

⑧ その他の方法で行う場合は公式通知に示す。(不可抗力により①～⑥が採用できない場合)

### 第21条レースの方法

レースは予選ヒート、決勝ヒートを各1ヒートとし、決勝ヒートの結果により、最終順位を決定する。

台数により予選落ちがある場合、敗者復活戦を行う。この場合、公式通知(ブリーフィング)にて、決定する。

### 第22条レースシステム

① 予選ヒート及び決勝ヒートの周回数は公式通知による

② 予選ヒートのグリッドポジション

タイムアタックで各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。

③ 予選のグループ分けと決勝出場者の決定

1) ケースA:

出場台数が24台以下の場合、グループ分けは行わず

予選ヒートの着順にて決勝出場者を決定する。

2) ケースB:

出場台数が25台以上の場合、予選を2グループ以上に分けて予選ヒートを行う。2グループに分ける場

Aグループを公式予選奇数順位、Bグループを偶数順位とし、各グループの10位を決勝進出者とし、それ以下の者は敗者復活戦とする。

④ 決勝ヒート

予選を通過した者で行う。

⑤ その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

## 第 23 条スタート

- ① ローリングは、全周を使用して行うものとする。
- ② ローリング中のショートカットは認めない。
- ③ ローリング中の追越し禁止区間は第 8 コーナーからスタートラインまでとし、カーブ第 1 コーナーからイエローライン(スタートライン手前 25 m ライン)まではアクセルを全開にしてはならない。
- ④ イエローライン(スタートライン手前 25 m ライン)からは、スムーズにアクセルを全開にしなければならない。
- ⑤ 不出走により空席となったグリッドは、他のカートによって埋められてはならずスタートまで維持しなければならない。
- ⑥ ローリング開始後ピットインした者、先頭集団に追い越された者、及び競技長より白地に黒の旗(ボード)で示された者、また、先頭集団に大きく遅れた者は隊列の最後尾につかなければいけない。
- ⑦ 上記の事を乱したドライバーには、1 周減算とする。
- ⑧ スタート後、先頭のカートが 1 周するまでに、コントロールラインを超えられないカートは、そのレースに出走することはできない。また、ローリングの先頭車両がカーブにさしかかった時点で、ピットからの出走を禁止する。
- ⑨ イエローラインからコントロールラインまでに並べられているパイロン間の内側を走行することはできない。これに違反した場合はペナルティの対象となる。

## 第 24 条危険回避の義務

- ① 全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。
- ② ドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合がある。(オフィシャルの手をかりた者はレース復帰出来ない。)

## 第 25 条その他競技に関する一般事項

- ① 公式練習、タイムアタックおよびレース中オーバーメーションラップを含む、スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。但し、カートから降車することは認められない。復帰するための最小限の方向転換は認められる。
- ② クラッチつきの車両について、リアタイヤが地面に設置した状態(状態)タイヤが常に地面に接触した状態でのみエンジンの始動・作動が認められる。
- ③ ドライバーは工具等を携帯して、走行することができない。
- ④ レース中、ドライバー以外がコースに入ることは一切禁止する。(オフィシャルは除く)
- ⑤ ピットクルーの違反行為に関しては、ドライバーにペナルティを与える。
- ⑥ その他の事に関しては、審査委員会によって決定とする。

## 第 26 条抗議

競技に関する一切の抗議は認めない。

## 第 5 章 その他の一般事項

### 第 27 条広告

- ① ナンバープレートに広告を表示することは認めない
- ② 広告については車両検査までに取り付けるものとする
- ③ 主催者は次のものに対し抹消する権限を有しかつドライバーはこれを否定することはできない。
  - a) 公序良俗に反するもの
  - b) 政治、宗教に関連したもの
  - c) 本大会と関係するスポンサーと競合するもの

### 第 28 条主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする

- ① 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを選択し、あるいは否定することができる。
- ② 大会スポンサーの広告を参加車両に張付させることができる
- ③ 全ての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、出版に関する権限を有し、この権利を第三者が使用する事を許可することができる。

#### 禁止項目

- ① パドック内にて火気（暖房器およびタバコ等）使用は厳禁とする。（喫煙は指定場所で行ってください。）
- ② コース内での飲酒した者は、退場を命ずる。（飲酒した者の入場禁止）

### 第6章成績および賞典に関する事項

#### 第29条成績決定および賞典

- ① 決勝ヒートの順位によって決定する
  - ② 正賞：各クラス位
- 副賞：各クラス位（参加台数により変更する場合があります）

#### 年間シリーズ

- 1 各クラスにおいて年間シリーズポイントが与えられる。
- 2 SLは6戦中全戦を有効ポイントとし、全戦開催でシリーズ成立とする。
- 3 シリーズランキングの優勝者に正賞が与えられる。

#### ポイント

本大会のドライバーに与えられる得点は次の得点基準を適用する

得点は決勝レースの完走者のみにあたえられ不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

#### 得点表

1位	20点
2位	15点
3位	12点
4位	10点
5位	8点
6位	6点
7位	4点
8位	3点
9位	2点
10位	1点